

## 子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【リフォーム】 新旧対照表

子育てグリーン住宅支援事業の共同事業実施規約【リフォーム用】を2025年7月18日付で改正します。

改正内容は以下の通りです。

(赤字部分が改正箇所)

改正後 (2025年7月18日付)	現行
<p data-bbox="309 553 1099 580">子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【リフォーム用】</p> <p data-bbox="248 659 528 686">第1条 (要件等の確認)</p> <p data-bbox="248 692 1167 791">甲及び乙は、本補助金の交付規程及び手引き等 (以下、「交付規程等」という。)をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。</p> <p data-bbox="248 798 1048 825">2 甲及び乙は、以下の①から⑩の全ての事項について、了解する。</p> <p data-bbox="248 831 1167 895">① 本補助金の交付申請が<b>正しく提出される</b>までに本補助金の予算が終了した場合、本補助金の交付を受けられないこと</p> <p data-bbox="297 936 443 963">②～⑩ (略)</p> <p data-bbox="248 1005 501 1032">第2条～第3条 (略)</p> <p data-bbox="248 1074 636 1101">第4条 (本補助金の支払と還元)</p> <p data-bbox="248 1107 1167 1241">甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する (本補助金は、本事務局が甲の提出した交付申請に交付決定を行った後、原則、補助金支払日として指定する日に甲に交付される。)</p> <p data-bbox="248 1248 1160 1276">① 本件契約に係る乙の甲に対する債務 (最終支払に限る。)に充当する方法</p> <p data-bbox="248 1283 1167 1347">② 現金で支払う方法 (ただし、<b>本件契約</b>に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限る。)</p> <p data-bbox="248 1353 1167 1417">2 前項の規定は、本補助金の還元前に乙が死亡した場合、甲に交付された補助金を乙の相続人に還元することを妨げるものではない。</p> <p data-bbox="248 1423 1167 1450">3 本補助金の交付前に甲に破産手続開始決定がなされた場合、事務局は、乙</p>	<p data-bbox="1252 553 2042 580">子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【リフォーム用】</p> <p data-bbox="1191 659 1471 686">第1条 (要件等の確認)</p> <p data-bbox="1191 692 2110 791">甲及び乙は、本補助金の交付規程及び手引き等 (以下、「交付規程等」という。)をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。</p> <p data-bbox="1191 798 1993 825">2 甲及び乙は、以下の①から⑩の全ての事項について、了解する。</p> <p data-bbox="1191 831 2110 895">① 本補助金の交付申請が<b>不備無く完了する</b>までに本補助金の予算が終了した場合、本補助金の交付を受けられないこと</p> <p data-bbox="1191 936 1337 963">②～⑩ (略)</p> <p data-bbox="1191 1005 1444 1032">第2条～第3条 (略)</p> <p data-bbox="1191 1074 1579 1101">第4条 (本補助金の支払と還元)</p> <p data-bbox="1191 1107 2110 1241">甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する (本補助金は、本事務局が甲の提出した交付申請に交付決定を行った後、原則、補助金支払日として指定する日に甲に交付される。)</p> <p data-bbox="1191 1248 2103 1276">① 本件契約に係る乙の甲に対する債務 (最終支払に限る。)に充当する方法</p> <p data-bbox="1191 1283 2110 1347">② 現金で支払う方法 (ただし、<b>本契約</b>に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限る。)</p> <p data-bbox="1191 1353 2110 1417">2 前項の規定は、本補助金の還元前に乙が死亡した場合、甲に交付された補助金を乙の相続人に還元することを妨げるものではない。</p> <p data-bbox="1191 1423 2110 1450">3 本補助金の交付前に甲に破産手続開始決定がなされた場合、事務局は、乙</p>

に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。甲及び乙は、甲の破産手続開始決定前であっても、破産手続開始の原因となる事実が生じるおそれがあると事務局等が認める場合には、本補助金の支払いを留保する必要があることに同意する。

4 甲は、第1項の補助金支払日又は令和8年3月31日（以下、「最終支払日」という。）までに本補助金を受領するために必要な一切の手続きを完了しなければならない。第1項に定める補助金支払日において、事務局等の責によらない事由により甲に本補助金を交付することができない場合、事務局は別途本補助金の受領期限を定めて甲に通知することがある。当該受領期限又は最終支払日までに本補助金を交付することができない場合には、事務局等は本補助金の交付決定を取り消し、補助金を不交付とすることができるものとし、甲及び乙はこれに同意する。

第5条（略）

第6条（本補助金の申請ができない場合等の取り決め）

甲及び乙は、以下の①～④に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等をその責めの程度を勘案して負担するものとし、負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わねばならない。

① 交付申請が正しく提出される前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合

②～④ 第2項（略）

第7条（略）

令和7年3月制定  
令和7年7月改正

に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。甲及び乙は、甲の破産手続開始決定前であっても、破産手続開始の原因となる事実が生じるおそれがあると事務局等が認める場合には、本補助金の支払いを留保する必要があることに同意する。

4 甲は、第1項の補助金支払日又は2026年3月31日（以下、「最終支払日」という。）までに本補助金を受領するために必要な一切の手続きを完了しなければならない。第1項に定める補助金支払日において、事務局等の責によらない事由により甲に本補助金を交付することができない場合、事務局は別途本補助金の受領期限を定めて甲に通知することがある。当該受領期限又は最終支払日までに本補助金を交付することができない場合には、事務局等は本補助金の交付決定を取り消し、補助金を不交付とすることができるものとし、甲及び乙はこれに同意する。

第5条（略）

第6条（本補助金の申請ができない場合等の取り決め）

甲及び乙は、以下の①～④に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等をその責めの程度を勘案して負担するものとし、負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わねばならない。

① 交付申請が不備なく完了する以前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合

②～④ 第2項（略）

第7条（略）

令和7年3月制定  
(新設)